

目 次



I 個人情報保護制度の概要 1

Section1	金融機関と個人情報保護	2
Section2	個人情報保護の歴史と変遷	4
Section3	個人情報保護法の全体像の把握	9



II 個人情報はこう変わる!!

2015（平成27）年個人情報保護法改正のポイント 27

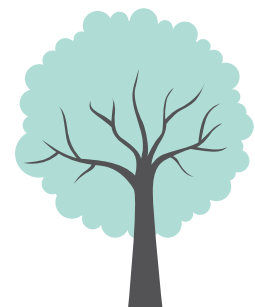
Section1	マイナンバー法を意識した個人情報保護法の改正	28
Section2	マイナンバー法との関係	33



III 個人情報保護法のポイント 35

Section1	個人情報の定義	36
Section2	国・地方公共団体の役割・責務	52
Section3	利用目的の特定・制限	61
Section4	不正取得の禁止	70
Section5	利用目的の通知・公表	75
Section6	データ内容の正確性の確保	81
Section7	安全管理措置	84
Section8	従業者・委託先の監督	94
Section9	第三者提供の制限	102
Section10	保有個人データに関する事項の公表等	115
Section11	開示	120
Section12	訂正等	123
Section13	利用停止等	125
Section14	理由の説明	127
Section15	開示等の求めに応じる手続	128
Section16	手数料	132
Section17	個人情報取扱事業者による苦情の処理	134

Section18	主務大臣の監督	135
Section19	認定個人情報保護団体	139
Section20	個人情報保護委員会の発足	145
Section21	雑則・その他	146
Section22	罰 則	148





個人情報保護 制度の概要

本章の内容

- Section 1** 金融機関と個人情報保護
- Section 2** 個人情報保護の歴史と変遷
- Section 3** 個人情報保護法の全体像の把握

SECTION 1

金融機関と個人情報保護



1. 金融機関における個人情報保護問題

(1) 金融実務と個人情報の取扱い

金融機関の実務では、お客さまの個人情報に触れる機会が多くあります。そのため、個人情報保護法が制定・全面施行された2005（平成17）年以前にも金融機関による個人情報の取扱い方が裁判などで問題にされることがありました。

たとえば、個人情報保護の観点から裁判で問題とされた例として、個人信用情報センター（情報登録機関）への事故情報の登録に関する事案があります。クレジット契約やローン契約における信用情報（いわゆるブラック情報）の信用情報機関への登録に際しては、本人の同意が必要となりますが、この登録の違法性を争うケースが問題の大半を占めています。

(2) 個人情報保護に関する具体的な事案

具体的な事案には、全国銀行協会連合会事故情報登録事件（東京地裁平成9年8月28日判決）があります。本事案では、個人信用情報センターへのブラック情報の登録それ自体が適法か否かが争われました。判決は、同登録が消費者のプライバシー保護と情報の管理に配慮していること（事故情報登録時に本人に通知して異議申立を認めていることなど）や過剰貸付（多重債務）の防止等の制度目的を踏まえても公共性および合理性を有しているとして、適法であると判示しました。

ブラック情報の登録に関しては、登録内容が誤っていたために本人に有形無形の損害を与えたとして金融機関に損害賠償を命じた信用情報センター事件の裁判例もあります（大阪地裁平成2年5月21日判決）。

また、個人情報保護に関する近時の裁判例としては、共同相続人の1人からする相続預金の開示請求に金融機関がどこまで応じる義務を負うかを争点とするものがあります。これについては、金融機関には預金者に対する取引経過の開示義務があり、各共同相続人は被相続人の預金について取引履歴の開示請求権を有するとする判決が出されています（最高裁平成21年1月22日判決）。

2. 金融機関による秘密保持義務

(1) 秘密保持義務とは

金融機関は、一般の事業会社とは異なる契約関係にもとづいてお客さまの情報を取扱うため、特別な義務を負っています。

このうち、最も重要となるのがお客さまに対して負う「秘密保持義務（守秘義務）」です。これは、取引に関連して知り得たお客さまの情報を正当な理由なく第三者に漏えいしてはならないという義務です。

(2) お客さまの個人情報の取扱いについて

秘密保持義務（守秘義務）の対象となる情報は、預金の残高や預入・払戻しの状況、貸出金額等のほか、お客さまの月商、営業設備、営業上のノウハウ、仕入先、販売先、資産状況、信用状況などの情報も秘密保持義務の対象とされています。また、お客さまがプライバシーとして公開を欲しないであろう秘密も秘密保持義務（守秘義務）の対象となるとされており、後述する個人情報保護法が守るべきとしている情報よりも対象となる情報の範囲が多くなっているのが特徴といえます。

しかし、このように広範な情報を保護する秘密保持義務（守秘義務）ですが、法令上に明文の根拠は有しておらず、解釈上いくつかの説が唱えられてきたにすぎません。ただこのような状況であっても、金融機関が顧客情報を安易に漏らしてしまえばお客さまとの信頼関係が崩壊するだけでなく、債務不履行または不法行為等による損害賠償責任を負うこととなり、結果として社会的信用を失墜することにもなりかねませんので、お客さまの情報の取扱いには十分に注意する必要があります。



SECTION 2

個人情報保護の歴史と 変遷



1. プライバシー権の保護

(1) プライバシー権のはじまり

わが国では、個人情報保護法の制定・施行以前から個人情報は法的に保護されてきました。その理由は、機微（センシティブ）情報を中心にプライバシー権の対象と考えられてきたからです。

過去の裁判例を振り返ると、初めて「プライバシーの権利」という言葉が用いられたのは、大阪証券労組安保阻止デモ事件控訴審判決（大阪高裁昭和39年5月30日判決）とされています。また、実質的にプライバシー権を初めて権利として認め、有名となったのが、「宴のあと」事件判決（東京地裁昭和39年9月28日判決）です。

これは、三島由紀夫が執筆した小説「宴のあと」のなかで、モデルとされた人物が、プライバシー権を侵害されたとして謝罪広告と損害賠償を求めて提起した訴訟で、裁判所は判決において、「私事をみだりに公開されないという保障」は「法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益であると考えるのが正当」と判断しました。この段階では「プライバシー権」という言葉こそ使用しませんでした。この「私事をみだりに公開されない権利」を人権として認めた判例として画期的な事案でした。

(2) プライバシー権と個人情報保護法

その後の裁判例としては、実存する人物をモデルとして制作された映画「エロス＋虐殺」事件（東京高裁昭和45年4月13日決定）、承諾なく人の容貌を撮影した「京都府学連」事件（最高裁昭和44年12月24日判決）、市区町村長が弁護士会長からの前科の照会に応じた事件（最高裁昭和56年4月1日判決）、刑事事件の被告人の実名を使用してノンフィクションを執筆した「ノンフィクション『逆転』」事件（東京高裁平成元年9月5日判決）などがありますが、どれも「プライバシー権」に相当する権利を人権として保障することを認めています。

また、実在の人物をモデルとして執筆された小説について出版を差し止めた「石に泳ぐ魚」事件（最高裁平成14年9月24日判決）など、注目すべき判決が出ています。

ただ、「宴のあと」事件判決以降裁判所が人権として認めた「プライバシー権」は、個人情報保護法が保護の対象にする「個人情報」の一部にすぎません。たとえば「宴のあと」事件では、①私生活上の事実または事実らしく受けとられるおそれのある事柄、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められるもの、③一般の人々に未だ知られていない事柄であることを要する、としており、主に機微（センシティブ）情報を意図していたといえるからです。



2. 「プライバシー権」から「自己情報コントロール権」へ

(1) プライバシー権の内容

プライバシー権は、これらの裁判例において「1人で放っておいてもらう権利」「私事にみだりに介入されない権利」という、いわば受動的な権利として発展してきました。

これに対して、近時はプライバシー権を、自己に関する情報をコントロールする権利（自己情報コントロール権）としてとらえようとする考え方が有力になっています。

(2) 自己情報コントロール権の考え方

「自己情報コントロール権」説にも、様々な考え方があります。たとえばある学説は、ここでいう自己情報は「個人の道徳的自律と存在に直接関わる情報」「人の精神過程とか内部的な身体状況等に関わる高度にコンフィデンシャルな（機密性の高い）性質の情報」としており、基本的にはセンシティブ情報のなかでも、さらに「センシティブ」な程度の高い情報をその対象にしていることがわかります。

しかし一方では上記の学説も、「センシティブ性が低く個人の道徳的自律と存在に直接関わらない外的事項に関する情報」についても、悪用されたり集積されたりして効率的な利用の対象とされると、個人を脅かす契機をはらむことになるので、プライバシーの権利の内容としての保護の対象とされるとしています^(注1)。解釈によってはセンシティブ性の低い情報も保護の対象にすることは可能と思われます。

(3) 自己情報コントロール権と裁判例

裁判例にも、前掲「ノンフィクション『逆転』事件」控訴審判決など、この自己情報コントロール権説に「大きな配慮を払った」と評価されているものがあります。

また、「在日台湾元軍属身元調査」事件の第1審判決（東京地裁昭和59年10月30日判決）は、「自己に関する重大な事項についての誤った情報を他人が保有することから生じうべき不利益ないし損害を予め回避するため、当該個人から右情報保有者に対して、人格権に基づき右個人情報中の事実と反する部分の抹消ないし訂正を請求しうる」と

しており、実質的に自己情報コントロール権と同様の考え方に立っていると評されています^(注2)。

(注1) 佐藤幸治「プライバシーの権利」(樋口陽一ほか編「注釈日本国憲法上巻」(青林書院新社・1984年)) 294頁参照。

(注2) 芦部信喜「憲法学Ⅱ」(有斐閣・1994年) 377頁参照。

3. 個人情報保護法の制定

(1) 個人情報保護法のはじまり

先述のとおり「プライバシー権」は、判例・学説等で人権として認められ、その内容も非センシティブ情報も対象となるように拡大してきました。

他方、個人情報の保護に関しては国際的な潮流として、諸国・地域で立法的な解決が図られてきました。

(2) OECDガイドラインの採択

欧米諸国では1970年代から個人情報保護に関する法制化が進められ、1980(昭和55)年にはOECD(経済協力開発機構)において「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告(いわゆる「OECDガイドライン」)」が採択されました。

わが国を含むOECD加盟国は、OECDガイドラインに示されたプライバシー保護に係る原則を国内法においても考慮しなければならないこととなりました。

(3) わが国での法制定等の流れ

1988(昭和63)年、まず行政機関を対象とする「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定しました。さらに2003(平成15)年には、民間企業等を対象として個人情報保護法を制定するとともに、行政機関を対象とする「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」も全面改正し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」として制定しました。

(4) 機微(センシティブ)情報に関する定め

なお、機微(センシティブ)情報に関する定義や管理上の留意点等の定めについては、金融庁ガイドラインに規定されており(同ガイドライン6条)、個人情報保護法には、明確な規定は置かれていません。

ただ、個人情報保護法3条(基本理念)は、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」としており、ここにいう個人情報が、プライバシー権や機微(セ

ンシティブ) 情報を含むものであることを考えると、とくにこれらの情報を念頭に置いた規定と考えることができます。



4. 個人情報保護法制定後からマイナンバー法の制定まで

(1) 個人情報保護に向けた意識の高まり

個人情報保護法が全面施行となった2005（平成17）年4月1日以降、同法が「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」としていることもあり、個人情報保護に向けた国民の意識は一気に高まりました。

ただ、その反面でいわゆる「過剰反応」問題と呼ばれる現象が生じました。とくに問題となったのは、本人の同意を得ない個人データの第三者提供を原則禁止した個人情報保護法23条です。

同条の規定を遵守した結果、災害時要援護者の名簿や学校の緊急連絡網などの作成が難しくなるといった不都合が生じたのです。

(2) 過剰反応問題

過剰反応問題については、国民生活審議会から2007（平成19）年6月29日に「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」が提出されています。同審議会は個人情報の第三者提供の原則禁止規定について法改正の必要はないとしたうえで、まず国民への個人情報保護制度の周知徹底を図っていくべきであるとの見解を示しました。

また、2011（平成23）年7月には、内閣府・消費者委員会の個人情報保護専門調査会が報告書を提出し、過剰反応問題について、「事業者、行政機関又は地方公共団体等が、個人情報保護法制（条例を含む）では制限されていないにもかかわらず、個人情報等の提供を差し控えるケースについては、本人の権利利益を保護する法の目的と、健全な民主主義社会の存立に不可欠な公益性、公共性の観点から公にすべき情報の流通が両立されるよう、施策の方向性を検討する必要がある。」との見解を示しました。

(3) 自主性・独立性の保証された機関の設置

現在の個人情報保護法制の下では、個別事業者への指導は主務大臣により行われていますが、このような過剰反応問題も生じたことで、自主性・独立性の保証された第三者機関を設置して関与させるべきとの意見が根強くあります。

この点について、上記報告書は「社会保障・税番号制度の検討における議論を参照しつつも、個人情報保護法制の全体像を視野に入れた構想として、具体的な在り方や想定される効果等を検討する必要がある。」などとし、当時検討されていた社会保障・税番号制度における第三者機関の在り方が決まるのを待って検討すべきとの方向性を

示しました。

そして、社会保障・税番号制度を導入する目的で2013（平成25）年に成立した「マイナンバー法」では、「国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずること」を任務とする特定個人情報保護委員会をいわゆる三条委員会（独立行政委員会）として設置することとされました（同法37条）。

マイナンバー法は、個人情報保護法の特別法と位置づけられます。したがって、個人番号に係る事案については、個人情報保護法上の主務大臣による監督体制が十分に活用されます。とくに重要な事案や緊急性の高い事案については、特定個人情報保護委員会の資源が重点的に投下されることになります。

個人番号を含む個人情報が流出した場合、特定個人情報保護委員会は立入検査等を実施し、また、違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告、命令することができます。さらに再発防止策を講ずるよう求めることや、漏えいに係る個人情報の回収等を求めることもできます。

このように、第三者機関である特定個人情報保護委員会が個人番号に係るトラブルの是正等を行うことができ、現行の個人情報保護法制よりも保護体制は手厚いものとなっています。そのため、個人情報保護全般に関わる第三者委員会を設置すべきという主張が出され、2015（平成27）年9月の個人情報保護法改正による個人情報保護委員会の設置につながりました。なお、この点についての改正部分は、2016（平成28）年1月1日から施行されます。

SECTION 3

個人情報保護法の全体像の把握

1. 個人情報保護法の概要

(1) 個人情報保護法の基本構成

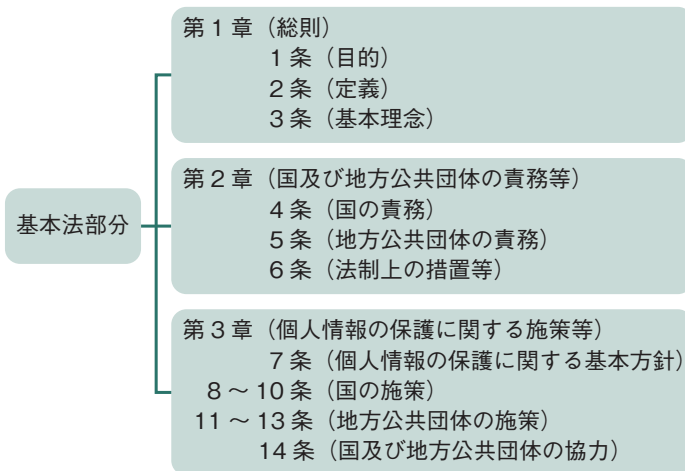
個人情報保護法は、官民共通で適用される「基本法部分」（第1章～第3章）と、金融機関をはじめとする民間事業者に対してのみ適用される「一般法部分」（第4章～第7章）の全7章78条および附則7条から構成されています。

個人情報保護法の構成は各国で異なり、EUでは官民共通のオムニバス（統合）方式が、米国ではセクトラル（個別分野）方式が採用されています。欧米諸国と比較するとわが国の個人情報保護法の構成は官民共通に適用される「基本法部分」と民間事業者のみに適用される「一般法部分」から成る点で独自の方式が採用されているといえます。

それでは、具体的に「基本法部分」と「一般法部分」についてみていきましょう。

基本法部分の概要は〔図表 I-1〕、一般法部分の概要は〔図表 I-2〕のとおりです。

〔図表 I-1〕 基本法部分の概要



個人情報の取扱いと管理について

株式会社経済法令研究会（以下、弊社）は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、通信教育事業における個人情報の厳格なる取扱いおよび管理に努めています。

1. 個人情報利用の範囲

弊社通信教育受講お申し込みにより知り得た個人情報については、通信教育の実施・運営（教材、添削レポート、修了証等の発送および成績管理、受講料の入金管理等）および通信教育情報の提供に限った利用としています。

2. 個人情報の管理

弊社が所有する個人情報については、適切・厳重に管理し、第三者の不正なアクセスによる漏洩、流用、改ざん等を防止するため、万全のセキュリティ対策を講じています。原則として、受講者ご本人または教育ご担当者の同意なしには第三者に開示することはありません。

なお、業務の運営上必要な範囲において第三者へ業務委託する場合には、業務委託会社と契約を締結し、個人情報についての法令等を遵守し、適切な管理を行うよう義務付けています。

株式会社 経済法令研究会

よくわかる

きん ゆう こ じんじょうほう ほ び

金融個人情報保護コース TEXT 1

発行人 金子 幸 司

発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

代表 03(3267)4811 企画・制作 03(3267)4814

受講手続・変更連絡等 03(3267)4813

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

表紙デザイン・本文レイアウト／日本ハイコム(株) 制作／大平 健司 印刷／日本ハイコム(株)

“経済法令研究会グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆